

手続の流れ

工事等の契約前と完了後に、手続が必要となります。

事前相談

- 補助要件等について、必ず事前に相談をしてください。
・手続には一定の期間が必要になりますので、計画の早い段階で問い合わせをお願いいたします。
・補助は予算内で実施するため、受付を締め切る場合があります。
・申請には、整備の内容により、「維持管理等に関する協定書」「中心を確定する確認書」等が必要になります。

補助金の交付申請

- 事前相談後、工事等の内容が決まり、準備ができましたら、契約・着手前に、「補助金交付申請書」を提出してください。

補助金の交付決定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金交付決定通知書」を交付します。
・申請内容に変更があった場合には、「補助金交付変更申請書」を提出していただく必要がありますのでご相談ください。

工事等の契約・着手

- 補助金の交付決定後に、工事等の契約・着手を行ってください。

完了の報告

- 工事等の完了後に、「完了報告書」を提出してください。

補助金額の確定[市]

- 補助要件等の適合の確認後に、「補助金額確定通知書」を交付します。

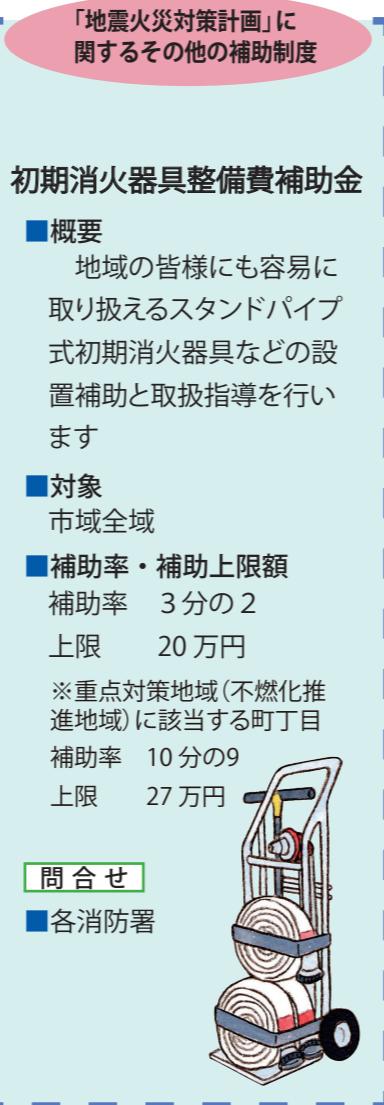
補助金の交付請求

- 補助金額の確定後に、「補助金交付請求書」を提出してください。
指定の口座に補助金を入金します。



ご注意

- 補助対象となる工事等は、原則、単年度で完成するものに限ります。
- 他の補助金との重複はできません。また、過去に他の補助金により事業を行っている場合、補助の対象外となることがあります。
- 補助金の交付決定より前に行った契約による工事等や、法令に適合しない工事等は補助の対象とはなりません。
- 見積書は2者以上の市内事業者から徴収してください。
(見積書の税込金額が100万円未満の場合には市外事業者でも可)
- 補助要件等の適合の確認のため、工事着手前、工事中及び工事完了後の写真が必要となりますので、お撮り忘れのないようお願いします。



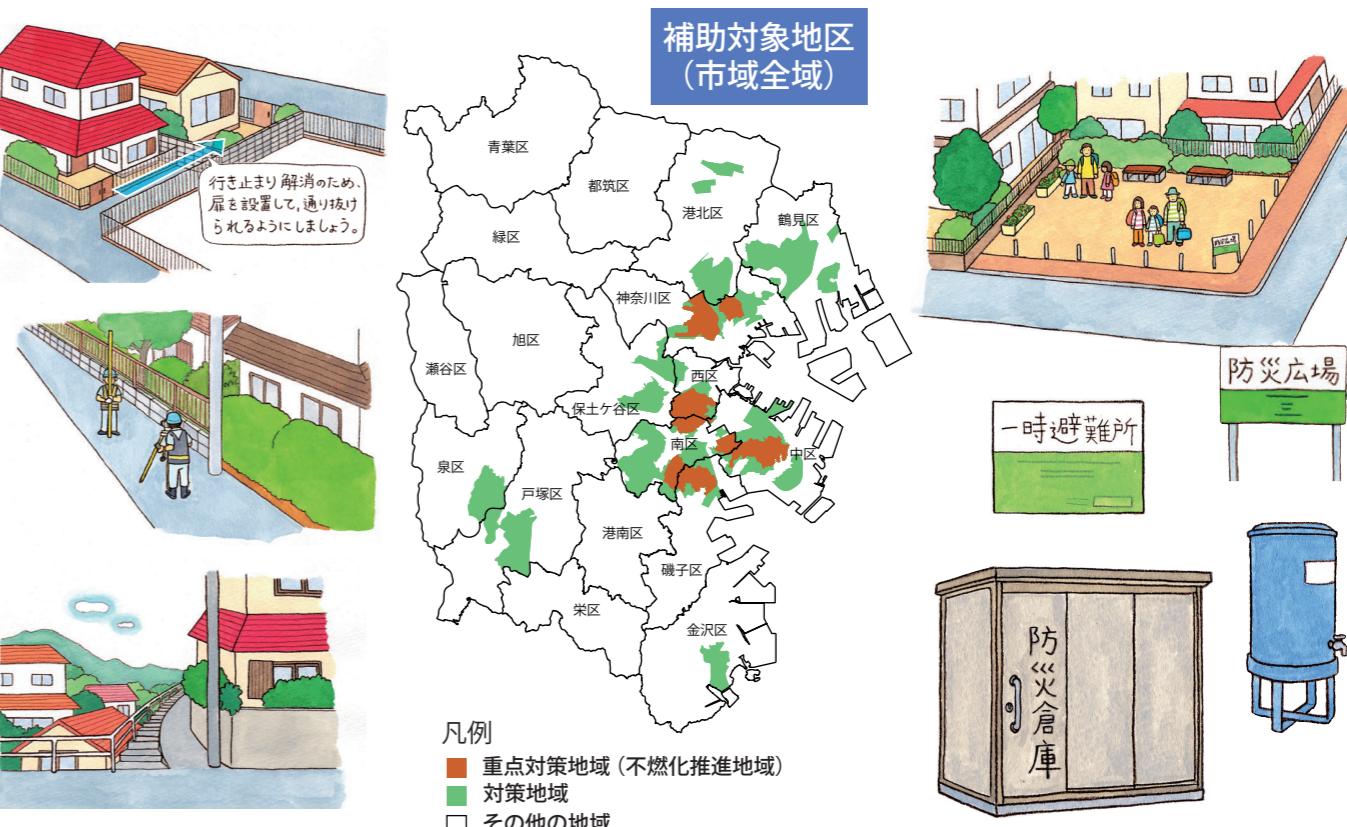
横浜市の地震火災対策

燃えにくく、住みやすいまちへ

身近なまちの 防災施設整備事業補助

補助対象が「市域全域」に広がりました！

横浜市では、「燃えにくく、住みやすいまち」の実現に向けた取組を進めています。
地震火災の被害をおさえ、共助による防災活動を活性化するため、**自治会町内会等が行う防災施設(避難経路、防災広場、防災設備)**の整備等に対し補助を行います。



補助対象地区(市域全域)について

「重点対策地域(不燃化推進地域)」、「対策地域」及び「その他の地域」で補助率や上限額が異なります。

どの地区に該当するかは、防災まちづくり推進課ウェブサイトにてご確認ください。

- **重点対策地域(不燃化推進地域)**：横浜市密集市街地における地震火災対策計画（令和5年3月）において、「延焼の危険性が特に高い地域」として指定した地域。神奈川、西、中、南、磯子の各区の一部。約1,140ha。
- **対策地域**：横浜市密集市街地における地震火災対策計画（令和5年3月）において、「延焼の危険性が高い地域」として指定した地域。鶴見、神奈川、西、中、南、保土ヶ谷、磯子、金沢、港北、戸塚、泉の各区の一部。約3,960ha。

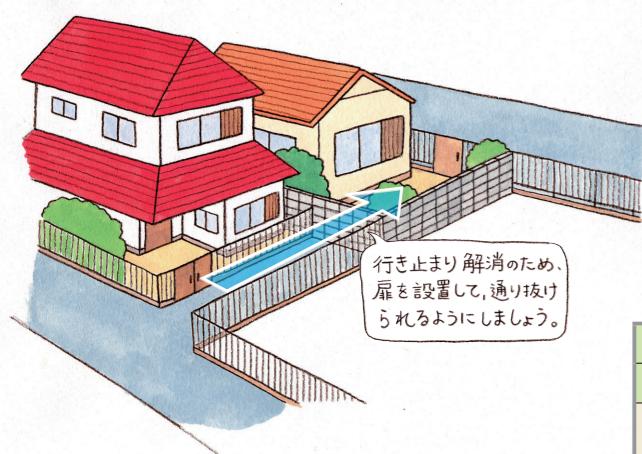
「身近なまちの防災施設整備事業補助」のウェブサイト



地域の身近なところから、災害に強いまちをつくりましょう。

身近なまちの防災施設整備事業補助は、災害時に地域の皆様が安心して避難できる「まちの避難経路」、いつとき避難のできる「まちの防災広場」、災害時に必要な「まちの防災設備」の整備等に対し、補助を行います。

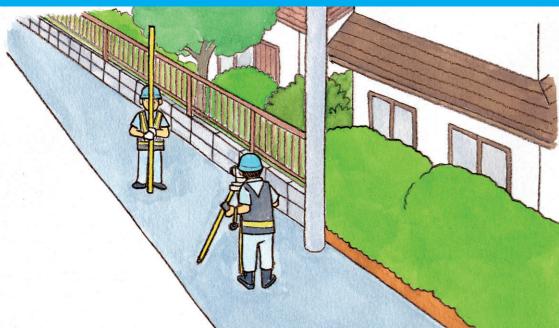
「まちの避難経路」行き止まり改善



補助対象：まちの避難経路の行き止まり解消に向けた扉・階段の設置等
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	30万円	10分の5	15万円

「まちの避難経路」中心杭等設置



補助対象：まちの避難経路の拡幅に向けた中心線の測量、中心杭等の設置
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に関係権利者の間で、「中心を確定する確認書」を締結していること
③私道であること^{注1)}

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

^{注1)}「横浜市狭い道路の整備の促進に関する条例」による整備促進路線は除きます

^{注2)}横浜市が定める「補助単価」の範囲内とします

○重点対策地域又は対策地域において、横浜市地域まちづくり推進条例に基づく認定を受けたプラン（防災まちづくりを目的としたものに限る。）に基づいた整備等を、そのプランを運用する地域まちづくり団体が申請する場合は、上限額が500万円となります。

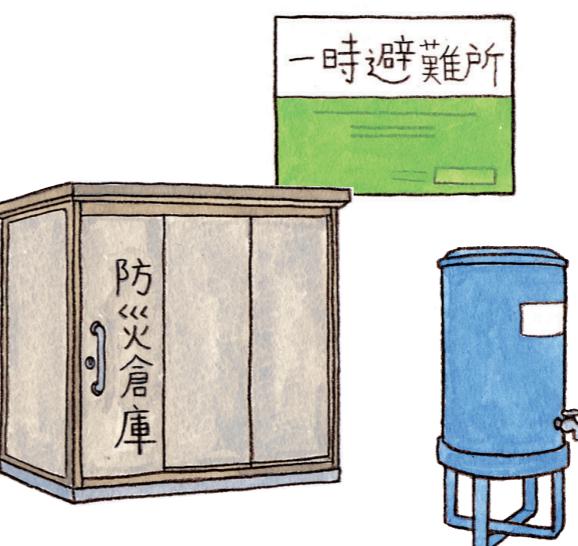
「まちの避難経路」安全対策



補助対象：まちの避難経路の安全対策に向けた避難上支障のある舗装の改善、傾斜路等の段差の解消・手すりの設置等
対象者：自治会町内会等の団体又は所有者
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③私道であること

重点対策地域・対策地域		その他の地域	
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

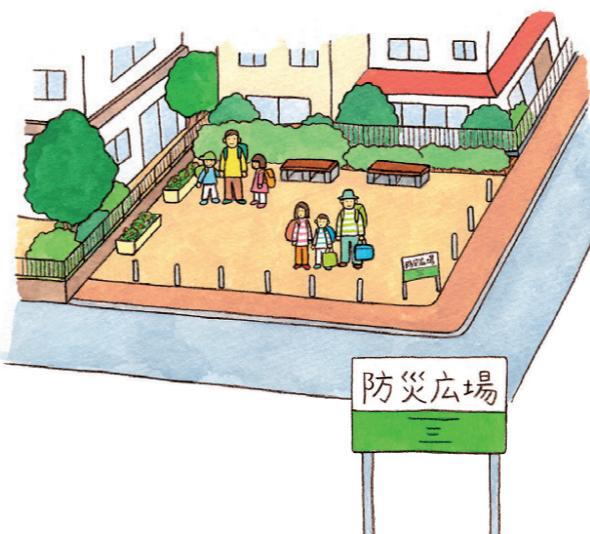
「まちの防災設備」設置



補助対象：防災倉庫・雨水タンク・避難誘導サイン等のまちの防災設備の設置
対象者：自治会町内会等の団体
主な要件：①10年以上維持管理されること
②事前に自治会町内会等と所有者の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結していること
③原則、対象物が土地・建物・工作物に定着していること
④法令等に適合しているものであること

重点対策地域・対策地域	その他の地域		
補助率	上限額	補助率	上限額
10分の9	50万円	10分の5	25万円

「まちの防災広場」整備

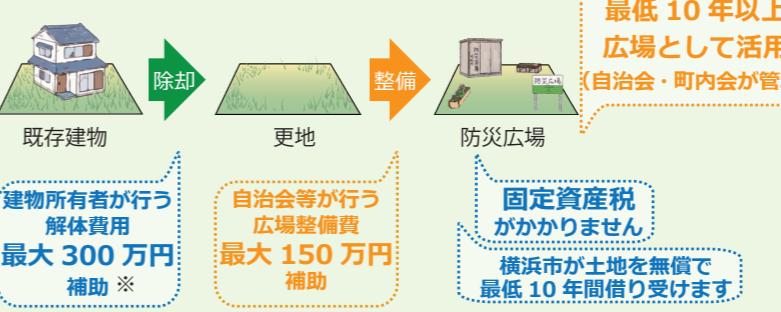


補助対象：まちの防災広場の整備
対象者：自治会町内会等の団体
主な要件：①10年以上横浜市に無償で土地の提供が可能であること
②自治会町内会等と横浜市の間で、「維持管理等に関する協定書」を締結するものであること
③まちの防災性の向上に資する位置、規模であること

重点対策地域	補助率	上限額
対策地域 ^{注1)}	10分の10	150万円
その他の地域	10分の9	150万円
重点対策地域	10分の5	75万円

^{注1)}対策地域内の組織認定を受けた団体（横浜市地域まちづくり推進条例に基づく組織認定を受けた団体。防災を目的としたプランの策定に向けたものに限る）の活動対象地域内の整備等に関しては、重点対策地域（不燃化推進地域）と同様の上限額となります

〈参考：「まちの防災広場」の事業の流れ〉



〈老朽建築物等の除却費用の補助〉

重点対策地域・対策地域	補助率	上限額
重点対策地域	10分の10	300万円
その他の地域	—	—

※「その他の地域」は対象外です